

古紙リサイクルの阻害要因について

1. 古紙リサイクルの阻害要因

印刷物中の禁忌品（金物のうち「製本用のホッチキス、針金など」を除く）
 ホットメルト接着剤（難細裂化改良EVA系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系
 ホットメルト接着剤および水溶性ホットメルト接着剤を除く）
 UVインキ、発泡インキ、金・銀・パールインキ（エコマーク認定インキを除く）
 インディアペーパー
 立体印刷物（印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合わせたものをさす）
 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅など）

出典：日本印刷産業連合会

「オフセット印刷サービス」グリーン基準ガイドライン

2. 財団法人古紙再生促進センター規格「古紙標準品質規格」における「禁忌品」

禁忌品はA類とB類に区分する。

A類：製紙原料とは無縁な異物、並びに混入によって重大な障害を生ずるもので次のものをいう。

- 1) 石、ガラス、金もの、土砂、木片等
- 2) プラスチック類
- 3) 樹脂含浸紙、硫酸紙、布類
- 4) ターポリン紙、ロウ紙、石こうボード等の建材
- 5) 捺染紙、感熱性発泡紙、合成紙、不織布
- 6) その他工程或いは製品にいちじるしい障害を与えるもの

B類：製紙原料に混入することは好ましくないが、少量の混入はやむを得ないもので次のものをいう。

- 1) カーボン紙
- 2) ノーカーボン紙
- 3) ビニール及びポリエチレン等の樹脂コーティング紙、ラミネート紙
- 4) 粘着テープ（但し、段ボールの場合、禁忌品としない。）
- 5) 感熱紙、芳香紙
- 6) その他製紙原料として不適当なもの